

山梨県公報

第三百八十号

令和五年

五月二十五日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定(二件)……………三五七
- 食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の登録変更……………三五七
- 令和五年度地籍調査事業計画の決定……………三五七
- 道路の区域変更……………三五八
- 公共測量の終了……………三五八
- 開発行為に関する工事の完了について……………三五八
- 公安委員会……………三五八
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三五八

告示

山梨県告示第四百十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|--------|---------------|
| 市立甲府病院 | 甲府市増坪町三百六十六番地 |

二 認定期限 令和八年五月五日

山梨県告示第五百十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

| 名称 | 所在地 |
|--------|----------------|
| 巨摩共立病院 | 南アルプス市桃園三百四十番地 |

二 認定期限 令和八年五月八日

山梨県告示第五百十一号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二十三号)第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録を受けた養成施設について、次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

令和五年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 登録養成施設の名称

| 変更前 | 変更後 |
|--------------------------|--|
| 山梨大学生命環境学部生命工学科及び地域食物科学科 | 山梨大学生命環境学部生命工学科食品衛生クラス及び地域食物科学科食品衛生クラス |

二 変更年月日 令和五年四月一日

山梨県告示第五百十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により令和五年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

令和五年五月二十五日

- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 一 調査を行う者の名称 甲府市、山梨市、甲斐市、甲州市、市川三郷町、早川町及び身延町
 - 二 調査地域 甲府市平瀬町及び下帯那町、山梨市牧丘町牧平、甲斐市吉沢、甲州市塩山下小田原、西八代郡市川三郷町大塚及び上野、南巨摩郡早川町赤沢並びに南巨摩郡身延町北川、相又、伊沼、清澤、大炊平及び飯富の各一部
 - 三 調査期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和五年六月十五日まで一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|-----------------------------|------|-----|-----------------|--------------|
| | 新 | 旧 | | |
| 南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜九八九番一地从先から | 七・一 | 七・二 | 一〇・六 | 一一・二 |
| 南都留郡富士河口湖町西湖字桑留尾浜九八九番一地从先まで | 九・〇 | | | 一二・二 |

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により都留市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けた

ので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和五年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（数値撮影 デジタル 地上画素寸法12cm）
- 二 測量の地域 都留市全域
- 三 測量の期間 令和四年十一月十日から令和五年三月三十一日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年五月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字北畠八百四十七番一の一部、八百五十一番三の一部、八百六十二番一の一部、八百六十二番二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡山中湖村山中一番地 株式会社 タカムラ生コン 代表取締役 高村 彰一郎

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和五年五月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

別表第三の七一八の項を次のように改める。

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------------|-------------------|--------|---------|------------|---------|-----------|-----------|------------|------------|--------|--------|-------|----------|---------|
| 七二八 | 山梨県道富士河口湖線（富士湖） | 南都留郡富士河口湖町大字船津字丸尾 | 六六三番地先 | 胎内六三番地先 | 村大字富士山八、鳴沢 | 四番地一先（富 | 士五番地のライン終 | 士五番地のライン終 | ク、ロ、マ、ス、シ、 | ク、ロ、マ、ス、シ、 | 一年から同日 | 一年から同日 | 富士 吉田 | 令和五年五月二五 | 告示第五十六号 |
|-----|-----------------|-------------------|--------|---------|------------|---------|-----------|-----------|------------|------------|--------|--------|-------|----------|---------|

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番